

氏名 佐藤 哲彦
 学位(専攻分野) 博士(文学)
 学位記番号 論文博第482号
 学位授与の日付 平成17年3月23日
 学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当
 学位論文題目 覚醒剤の社会史
 ——ドラッグ・ディスコース・統治技術——

論文調査委員 (主査) 教授 寶月 誠 教授 松田 素二 教授 落合 恵美子

論文内容の要旨

本論文は、覚醒剤と呼ばれるドラッグ(薬物)について、その意味と経験の成立過程を明らかにすることによって、こんにちこれを社会的に考察するとしたら、どのようにして可能であるのか、そしてそれがどのような意義をもつものであるのかを論じた研究である。その際の出発点は、同じ有効成分メタンフェタミンを持つために互換的に言及され、のちに特別刑法である覚せい剤取締法によって禁止されることになったヒロポン(商品名)と覚醒剤の使用経験を異なったものであったとする語りである。本論文はこの語りを出発点におくことで、どうしてこのような語りが可能であったのか、あるいは逆に、こんにち自明視されている覚醒剤の意味と経験、すなわち習慣性が生じたうえ精神異常を引き起こして犯罪にいたるという意味と経験が、どのようにして可能となったのかという問いを導き出し、それを実証的に解き明かしていくことを課題としている。そしてその議論の中で、これまでの社会的ドラッグ研究を批判的に検討することによりディスコース分析に基づいた方法論的ディスコース主義という新たな視角を提案し、その視角から取締法制定をめぐる国会会議録、さらにはそこで言及される医学論文や新聞雑誌記事などを資料として、取締法制定過程および改正過程、ならびに覚醒剤使用者の告白を分析している。本論文はこれらの分析を通して、こんにち自明視されている覚醒剤の意味と経験の成立過程を詳細に論じた実証研究である。

第一部ではこれまでの代表的なドラッグの社会的研究を概観しながら、方法論の検討を行っている。

第一章はドラッグの社会的研究の嚆矢とされるアルフレッド・リンドスミスのドラッグ研究についての検討である。リンドスミスはシンボリック相互作用論というパースペクティブをはじめて調査研究に用いた社会学者であるが、ここでは彼が提案した社会的依存理論とそれに基づくドラッグ政策研究の概要を述べるとともに、これらを批判的に検討し、ドラッグ政策成立を説明するその方法論が先の課題に答えるには不十分な推論形式によるものであることが明らかにされている。

第二章は、エドウィン・シャーの機能分析によるドラッグ政策研究、モラル・パニック論によるドラッグ研究などの批判的検討である。ここでは、機能分析という社会学的方法の特徴とモラル・パニック論の説明方法の特徴が明らかにされるとともに、それらの方法論もまた、先の課題に答えるには不十分であることが指摘されている。

第三章では、第一章と第二章における方法論の批判的検討を踏まえ、ディスコース分析という方法を応用した方法論的ディスコース主義を提案している。ディスコース分析とは構築主義パースペクティブに基き、エスノメソドロジー、言語行為論、記号論などを基礎とした発話行為の分析方法である。ここではそれを用いて、相互作用によって交渉され確定された現実のありようをそもそもから客観的であったかのように表象する客体化機能というディスコースの機能とともに、経験を組織化する語りの分析方法についても明らかにしている。またこの章の最後では、構築主義的社会問題論と逸脱の医療化論についてもディスコース分析の観点から批判的に検討し、これらの研究方法自体が社会問題や逸脱を客体化して表象すること、さらにはこれらの研究自体がそれら社会問題や逸脱がまさにそのような問題として現れる領域を間接的に表象する技術として位置づけられることが指摘されている。

第二部は覚醒剤現象の分析である。ここでは覚醒剤をめぐるディスコースとして国会会議録、医学論文、新聞・雑誌記事

を資料とし、これらを第一部において提案した方法論によって記述することによって、こんにちの覚醒剤の意味と経験の成立過程を明らかにしている。

第四章は、覚醒剤に関する初期の医学的諸研究についての分析である。ここでは、物質の性質を説明するという作業がどのような手続きによって可能となっているのかを、当時発表された覚醒剤に関する医学薬学的諸論文を詳細に分析することで論じている。ここではとくにその手続きが、薬理作用に関する記述とその一般的説明の隙間をここで溶接部品と呼ぶ説明要素の導入によって埋めていく作業であるということが明らかにされている。

第五章もまた覚醒剤に関する医学的諸研究の分析であるが、ここで明らかにされるのは同じ覚醒剤に関する医学的諸研究が、ある時期より第四章で分析された医学的諸研究とは異なったディスコース編成をとり始めたことである。ここでは第四章で明らかにされた説明方法を探究のディスコース、新たに成立しつつある、価値を設定して対象を論じる説明方法を鑑定ディスコースと呼んでいる。そしてこの鑑定ディスコースの成立により鑑定のなかに探究が位置づけなおされていく過程を経ることによって、覚醒剤の問題性が言及可能になったことが明らかにされている。またその鑑定ディスコースが、社会的に問題になっているがゆえに習慣性があるはずであるという常識的な了解がもとになって成立していることも明らかにされている。

第六章は、覚せい剤取締法案審議以前に覚醒剤がどのように言及されたのかを当時の随筆や新聞・雑誌記事から分析することで、それらの言及が発話行為として何を行っていたのかを分析したものである。そしてその分析により、覚醒剤が結果的に批判されるべき対象としての演芸家や無頼派あるいは軍部の象徴として機能したということを明らかにしている。またそれらの言及において覚醒剤の意味が、すでに第五章でその説明方法の特徴を明らかにした、薬理効果の医学的な説明によって確定されていくということも明らかにしている。

第七章は、覚せい剤取締法案の国会審議過程における覚醒剤への言及、さらに法制定後の改正法案審議過程における覚醒剤への言及を分析したものである。その分析により、まず第一に、覚醒剤の薬剤としての有効性がその意味全体のなかで部分化されることによってはじめて取締法案が議論可能になったことが明らかにされ、さらに第二に、法制定後、覚醒剤の問題性がそれを一部のものとするより幅広い意味を持つ精神衛生という言葉において言及されはじめたこと、覚醒剤が共産主義の象徴として機能したこと、犯罪を説明する語彙として使用可能となったこと、などが明らかにされている。そしてこれらの言及においてもまた、薬理効果への言及が覚醒剤の意味を確定し、そのことによって覚醒剤の意味と経験がこんにち自明視されるようなものとして成立しつつあったことが明らかにされている。

第八章は、そのように確定されつつあった覚醒剤の意味と経験を、実質的に確定したとされる覚醒剤使用者自身の告白の分析である。ここではとくに覚醒剤経験という、それまで比較的開かれた形で言及可能であったものが、まず他者の語りによって言及可能となったこと、さらにそれが特定の編成になってはじめて使用者自身に言及可能となったことが明らかにされている。そこで示される特定の編成とは、覚醒剤の薬理効果を中心にもつ覚醒剤中毒ディスコースの同心円構造である。これは覚醒剤の薬理効果を同心円の中心に置き、特定の問題行為の原因をその中心に送りこむような語りを編成することによって、それとの対比において語りを中心から外へ向かう発話行為を行っていること、そしてこれが使用者自身の正常性の実践としての発話行為であることが明らかにされている。このような語りの編成に基づき、こんにち自明視されている覚醒剤の意味と経験が確定されたことが明らかにされている。

結章においては、第一部第二部によって論じられてきた事柄に言及しながら、まず第一にドラッグとは何かということが論じられている。ここでは、ドラッグとはその薬理作用への言及が、人々の振舞いのある特定の行為として意味づけることができるようなディスコースであるとされる。言い換えれば、それを使用した人々の行為の原因を、薬理作用への言及によって説明可能とするような物質であるとされる。第二に、やはり第一部第二部を通じて明らかにされた、社会を間接的に表象する技術について論じられている。これは価値を前提的に構築しながら説明する技術であり、そのような説明によって、その価値が通用すると想定可能な空間的領域を間接的に表象する技術であるとされる。ここではそのような間接的な表象作用をさして「召喚」と呼び、それを可能にする技術のことを「統治技術」と呼んでいる。社会とは結果的に「召喚」されるものであり、そのような「召喚」を行う最も強力な技術が鑑定のディスコース編成をもつ「統治技術」であることが指摘されている。そして最後に示されるのが、覚醒剤の意味と経験がこんにち自明視されているようなものとして成立したがゆえ

に、これまで論じられる機会が失われていた事柄についてである。覚醒剤そのものについて論じる機会が失われていたということがその一つであり、またもう一つには、敗戦を機に現れた青少年問題や犯罪を覚醒剤を原因として説明してしまったがために、それらの原因として設定可能であった敗戦そのものあるいは戦争責任について論じる機会が失われていたことである。

本論文は、以上のような過程をへて、すでに意味と経験の確定していると思われる覚醒剤というドラッグについて、こんにちそれを社会学的に考察可能だとしたらどのようにして可能なか、あるいはその可能性はどのような意義をもつものなのかを示したものである。

論文審査の結果の要旨

ヘロインやコカイン、覚醒剤、マリファナなど幻覚や興奮、覚醒などの薬理作用をもたらす薬物は広く「ドラッグ」とよばれるようになってきている。これらドラッグに関する社会学的研究は、逸脱・犯罪研究の一領域として、米国を中心として研究が重ねられてきた。ドラッグ使用者の生活世界やドラッグ密売者の組織の研究とともに、ドラッグに対する社会政策・対応の研究が主な課題となっている。政策の研究には二通りの流れがみられる。一つは使用者の分布などの統計的資料に基づき政策を提言する研究である。もう一つは政策成立の歴史的経緯を分析することにより現行政策の問題点を指摘するとともに政策自体の意味を明らかにする研究である。前者の流れにおいては政策内研究として政策提言に重点が置かれ、ドラッグの問題性が前提として強調されているため、どのようにしてドラッグが禁止や統制されることになったのかということについて論議されることはない。また後者の流れも、政策自体を対象とした研究ではあるがドラッグの問題性自体は自明視されており、薬物が有害なドラッグとして規制の対象となっていく過程については、あまり問題として来なかった。

本論文はこうした研究の空白を埋めるために、日本社会において覚醒剤が規制の対象のドラッグとして成立していく経緯を丹念に分析した社会学的研究である。戦前、ヒロポンの商標で雑誌などで広告・宣伝され、販売されていた薬が戦後は一転して覚醒剤とよばれ、規制すべきドラッグに転化する。この劇的な変化を辿るために、論者は慎重に方法論を検討してディスコース分析という新たな方法を提案し、それをを用いて医学論文や国会会議録、雑誌記事、覚醒剤使用者の手記など広範な資料を渉猟し、分析することで覚醒剤の問題性の成立過程を初めて明らかにした。

まず、既存の政策研究を概観しつつ方法論を検討した第一部では、ドラッグ政策を対象とした社会学の代表的研究を紹介しながら、それらの研究の説明方法の特徴を的確に明らかにしている。シンボリック相互作用論、機能分析、モラル・パニック論、社会問題論、医療化論など説明方法は多様であるが、それらの説明方法では一定の薬理効果を有するドラッグが引き起こす異なった経験の意味を十分解明できないと論者はみる。それにかわる方法として、論者はドラッグの意味はドラッグ自体の語られ方のみならず、それが置かれた状況やドラッグをめぐる社会関係の語られ方、こうした重層する語りの相互の配置・編成のなかで、意味は生成していくものとして捉える視点を提起する。論者が「ディスコース分析」とよぶ独自の方法論に基づいて、一貫した分析を行っており、ドラッグ研究に新たな方法論を展開したという意味で高く評価できる。

本論文の中心をなす第二部では、覚醒剤の問題性を表象した医学論文や新聞・雑誌記事、さらにはそれらに言及しつつ「覚せい剤取締法」の審議を重ねた衆参両議院の会議録などを用いて、覚醒剤を論じるディスコースに意味の変化が生じていることを詳細に分析している。初期の医学研究が覚醒剤の薬理効果などの真の性質を探り出そうとする「探究」であったものが、しだいに医学論文のみならず雑誌記事や国会審議などでも特定の価値に基づいて覚醒剤の良否を判定し、評価する「鑑定」のディスコースによって、覚醒剤は記述され説明される。「習慣性をもつ」ことを自明視する前提の文脈で、「中毒になる精神病」や「犯罪行為を誘発するもの」といったディスコースが編成される。さらに、こうしたディスコースにとどまらず覚醒剤は、それを活用した旧軍部や織田作之助など無頼派と呼ばれた小説家や演芸家など「道徳的に問題」があり、「批判されるべき」とされる人々、異質な「他者性」の象徴として語られたことを明らかにしている。「覚せい剤取締法」制定（1951年）後は「他者性」を付与される対象はさらに拡大する。覚醒剤は反体制派の生活を象徴するネガティブ表象として機能し、また犯罪や精神異常の説明要因として精神衛生や治安維持の文脈で利用されたことを明らかにしている。さらに、論者は覚醒剤使用者自身の告白の分析を行い、使用者自身も他者の語りによって自らを客体化している様子を浮き彫りにする。使用者の告白が覚醒剤の問題性を告発することにより、使用者自身がその告白の場において自らの正常性を訴える行為

を行っていることを明らかにしている。こうしたさまざまなディスコースとその編成を丹念に分析し、覚醒剤問題成立の経緯をはじめて解き明かした点は高く評価できる。

また、論者はこれまでの社会学のドラッグ研究自体もドラッグやドラッグ使用者を逸脱行為や逸脱者として語ることで、覚醒剤利用者の「他者性」を強化するディスコースの一翼を担ったことを指摘している。こうした指摘は逸脱現象を研究する者に自省を促すものとなる。

以上のように、本論文はこれまでのドラッグ政策に関する社会学的研究に対する方法論的批判に基づき、新たな方法論の重要性を説得的に提示し、覚醒剤問題の成立過程を詳細に分析したものとして高い価値を有する。しかし、問題もある。資料が冗長でそのため論旨を辿りにくいことや、覚醒剤以外のドラッグと覚醒剤との関係についての分析が行われていないことが惜しまれる。さらに、覚醒剤自体の研究から得られた知見の整理が不十分なまま「統治技術」の一般論に飛躍するなど慎重さに欠ける。しかしながら、これらの点は本論文の価値を大きく損なうものではなく、むしろ論者の今後の研究に期待したい。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2005年1月26日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。